

最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

当市が発注する工事及び業務委託の入札時に設定する最低制限価格について、算定する際の端数の取扱いを、以下のとおりとしますのでご注意願います。

〔最低制限価格基準額の算定過程における端数の取扱い方法〕

- (1) 下の表の①から④の合算額（千円未満の端数がある場合は切り捨て）に消費税を加算した額を最低制限価格基準額とする。
- (2) ①から④の各項目の算出の時点で、一円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- (3) ⑤の下限值又は上限値を使用する場合は、千円未満の端数の切り捨ては行わない。
- (4) 複数の内容が含まれる業務については、区分ごとの算定結果（それぞれ端数処理）の合算額に消費税を加算した額を最低制限価格基準額とする。

区分	①	②	③	④	⑤
土木工事	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	現場管理費×0.9	一般管理費等×0.68	予定価格の75%～92%
建築工事、設備工事	(直接工事費×0.9)×0.97	共通仮設費×0.9	(現場管理費+直接工事費×0.1)×0.9	一般管理費等×0.68	予定価格の75%～92%
建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.5	予定価格の60%～81%
建築(設備)設計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	予定価格の60%～81%
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.5	予定価格の60%～81%
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.5		予定価格の60%～82%
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.8	諸経費×0.5	予定価格の2/3～85%

〔対象案件〕

令和6年9月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事及び業務のうち、最低制限価格を設定する案件とする。（総合評価落札方式による案件は除く）

〔最低制限価格の算定過程における端数の取扱い方法〕

〔ケース①〕 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの場合

区分	価格※	備考
予定価格	2,773,000円	①
【算定】最低制限価格基準額	2,508,434円	② ①の約10分の9
最低制限価格基準額	2,508,000円	③ 千円未満の端数を切捨て
ランダム係数	1.0006	④
最低制限価格	2,509,504円	⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て

〔ケース②〕 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の下限10分の7.5を下回る場合

区分	価格※	備考
予定価格	2,773,000円	①
【算定】最低制限価格基準額	2,024,287円	② ①の約10分の7.3
最低制限価格基準額	2,079,750円	③ ②が予定価格の10分の7.5を下回るため 下限である10分の7.5とし、千円未満の 端数を切捨てしない
ランダム係数	0.9994	④
最低制限価格	2,078,502円	⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て

〔ケース③〕 算定した最低制限価格基準額が、予定価格の上限10分の9.2を上回る場合

区分	価格※	備考
予定価格	2,773,000円	①
【算定】最低制限価格基準額	2,606,622円	② ①の約10分の9.4
最低制限価格基準額	2,551,160円	③ ②が予定価格の10分の9.2を上回るため 上限である10分の9.2とし、千円未満の 端数を切捨てしない
ランダム係数	1.0009	④
最低制限価格	2,553,456円	⑤=③×④ 1円未満の端数を切捨て

※ 税抜き価格